

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒240-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒241-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No. 4
08年7月15日発行

人が人として生きる権利を守れ

宣伝や傍聴に多くの支援者があつまる

県庁前の早朝宣伝行動に
一〇団体・四〇名の仲間が参加

三郷生活保護裁判を
支援する会は、六月二
五日（水）、早朝八時
から一〇団体四〇人が
参加し、県庁東門を中
心に宣伝を行いました。



街頭宣伝は、初めて
の取り組みで「人が人
として生きる権利を取
り戻そう」の横断幕を
ひろげ、チラシは表面
に、裁判内容と裁判の
意義を掲載、裏面には
さいたま地方裁判所第
二民事部宛の「憲法で
保障された生存
権を守り生かす
ため公正な審理
と判決を求める
要請書」を印刷
し、配布しまし
た。

宣伝には、地
元三郷市からも
支援する会の会
員が駆けつけて
くれ、裁判支援
を訴えました。
また弁護士から
は中山弁護士が
参加し、今回の
裁判の争点を訴えてく
れました。
道行く人は、何の宣
伝だろう、何の裁判だ
ろうとチラシを受け取っ
てくれ、結果、一時間
の宣伝で一八〇〇枚の
チラシが配布できまし
た。

口頭弁論にも多くの傍聴者が

宣伝終了後、裁判は
一〇時から開廷されま
したが、毎回傍聴は抽
選となっており、九時
三〇分の時間に間に合っ
た七八名で抽選が行わ
れました。その後から
も、傍聴者が駆けつけ
てくれ、九〇名を超え
る支援者の参加があり
ました。

裁判は、被告から出
された準備書面一の積
明についての反論（準
備書面四）
を、原告弁
護団がパワー
ポイントを使
って説明し
ました。
裁判長も
うなずく場
面があるな
ど、三郷市
の不当な行
政が明らか
になるもの
でした。
反論のポ
イントは、
①原告らの
要保護性②原告らの申
請不存在等③住宅費の
不支給④転居指導の違
法性⑤追い出し行為の
隠蔽⑥「自立」の意味
⑦三郷市の違法な受給
抑制でした。
以下、原告の反論ポ
イントの内容を簡易に
記します。（裏面へ）



第五回口頭弁論と宣伝の日程

日時：〇八年九月二四日（水）

午前一〇時〇〇分～一〇時三〇分

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

*弁護士報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、埼玉県庁東門口宣伝をおこないます

*時間は午前八時～午前九時



①については、世帯主は入院をしており、妻も病気で稼働できる状況になく、長男は就労したが家計を補うほど期待できるものではない。保護を申し出ていた平成一七年二月と保護を受け始めた平成一八年六月で要保護状態に変化はないにもかかわらず、要保護性が認められなかった。②

適切な情報提供を行う「説明義務」とケースに応じて保護申請の勸奨等公権的観点から助言を行う「助言義務」が行政にはあるが、適切な対応が取られていない。③住宅費の需要があり、法定更新により必要な資料額は明らかであり、支給要件を満たしているのに未支給だった。④転居の実益がないのに転居指導を行政が行う。

⑤原告らに具体的に要保護状態を離脱できる見込みもなく、被告は保護を打ち切るにあたっての調査も行っていない。また原告は保護を離脱する意思表示も行っていないのに、転居をよぎなくされた。三郷市は転居先

へ移管の通知をする義務を怠った。⑥要保護状態を離脱していない要保護者に対して生活保護受給を止めさせることは自立ではないのに、転居させ、転居先への移管通知もせず、保護を打ち切った。⑦三郷市の申請率は、さいたま市を除く埼玉県

内の三九市で最低という、受給抑制がされていた。以上、被告の反論に対する釈明の、原告の反論が詳細にされました。公判後におこなわれた報告集会でも、本番同様パワーポイントを使って、傍聴できなかつ

た仲間はもちろん、傍聴に参加した仲間にも分りやすく七つのポイントについて説明がされました。その後、いくつかの質問やそれに対する弁護士からの解答、支援する会からの訴えや要望など、次回に向けての前向きな討論を経て



〈今後の支援する会の取り組み〉

東京生存権裁判」不当判決を許さず 三郷生活保護裁判の勝利をめざす学習会

日時：8月27日（水）18時～20時

場所：さいたま共済会館402

内容：★東京生存権裁判の不当判決内容と生存権裁判を支える東京連絡会の運動

生存権裁判を支える東京連絡会事務局長・中野謙司さん

★三郷生保裁判の意義と裁判動向

三郷生活保護裁判弁護団弁護士・吉廣慶子さん

老齢加算の廃止は、生活保護水準を引き下げるもので、「老齢加算の廃止を内容とする保護変更決定処分を取り消すべき」と求めた裁判の判決が、6月26日東京地方裁判所でありました。判決は、老齢加算の廃止の違法性は認められないとする不当判決であり、今後不当判決を覆す運動をしていかなければなりません。そのため、東京裁判の不当性を明らかにすると共に、生存権裁判を支える東京連絡会が、判決を迎えるまで、取り組んできた運動に学び、三郷生活保護裁判を勝利させる運動の参考にします。また、三郷生活保護裁判の意義と今の裁判状況を学びます。



閉会となりました。

